

アグリフライヤー コース紹介

アグリフライヤー スタンダードコース

ドローン操縦未経験者／初心者向けの農業散布講習です

受講料 : 224,000円
(税込 246,400円)

講習期間 : 4日間

ドローンに関する法令やバッテリー、機体構造、天候や電波に関する知識と、無人航空機での空中散布に関する知識を身に付ける座学講習と、点検の仕方・一般機での基本操縦訓練、アグリフライヤーでの操縦及び散布訓練で技術を身に付ける実技講習を実施するコースです。(未経験者でも安心して受講し、知識・技能を身に付けて修了できるように丁寧に指導いたします)
※6日間の講習は連続した日程でなくても大丈夫です

アグリフライヤー じっくり特訓コース

ドローン操縦未経験者向けの農業散布講習で、4日間では心配な方向けの講習です

受講料 : 270,000円
(税込 297,000円)

講習期間 : 6日間
(3日目と5日目は2時間半のみ)

内容は上記スタンダードコースと同様ですが、「4日間の講習ではちゃんとできるようになるか不安だ」という方向けに、操縦訓練の時間を増量したのがこの「じっくり特訓コース」になります。6日間全てが丸一日の講習ではなく、3日目と5日目は午前ないし午後に2時間半だけの実施となりますので、無理のない範囲で受講可能かと思えます。
※6日間の講習は連続した日程でなくても大丈夫です

JUIDAアグリフライヤーコースEX

JUIDAの資格を2種 取得し、その上でアグリフライヤーでの農業散布を習得する講習です

受講料 : 330,000円
(税込 374,000円)

講習期間 : 6日間(盛岡校)
5日間(秋田校)

せっかくならドローンの資格も取得したい！空撮などの本格的な講習も受けたい！といった、散布に限らず幅広くドローンを活用していきたいといった方向けの講習です。まずJUIDA認定・総合コースを受講していただき、民間団体JUIDAの操縦者の資格と安全運航管理者の資格を取得していただきます。その後、ドローン経験者用アグリフライヤーコースを受講していただく流れとなります。

JUIDAアグリフライヤーコース

JUIDAの資格を1種 取得し、その上でアグリフライヤーでの農業散布を習得する講習です

受講料 : 300,000円
(税込 330,000円)

講習期間 : 5.5日間(盛岡校)
4.5日間(秋田校)

せっかくならドローンの資格も取得したい！空撮などの本格的な講習も受けたい！といった、散布に限らず幅広くドローンを活用していきたいといった方向けの講習です。まずJUIDA認定・操縦技能習得コースを受講していただき、民間団体JUIDAの操縦者の資格を取得していただきます。その後、ドローン経験者用アグリフライヤーコースを受講していただく流れとなります。

※JUIDAアグリフライヤーコースEX及びJUIDAアグリフライヤーコースは、当校の修了書発行後3か月以内に、JUIDAへの入会・ライセンス申請が必要となりますが、申請に必要な費用(JUIDA年会費5,000円 操縦技能証明証発行料20,000円(税別)、安全運航管理者証明証発行料15,000円(税別))は上記各コースの受講料には含まれておりません。別途JUIDAのほうへお支払いをお願いいたします。

アグリフライヤー コース紹介(経験者向け)

ドローン経験者用アグリフライヤーコース

一般ドローンの操縦経験が10時間以上ある方向けの農薬散布講習です

受講料 : 150,000円
(税込 165,000円)

講習期間 : 3日間

すでに国土交通省に飛行許可承認申請できる程度にドローンに関する基礎知識や操縦実績がある方のみ受講可能なコースです。農薬散布に関する基礎知識を身に付ける座学講習と、散布に特化した実技講習を実施します。なお、受講申込にあたっては、条件を満たす操縦実績や基礎知識があることを提示していただく必要がございます。

農薬散布ドローン経験者用アグリフライヤーコース

すでに他メーカーの機体にて散布経験がある方向けの農薬散布講習です

受講料 : 100,000円
(税込 110,000円)

講習期間 : 2日間

DJI機体や飛鳥(マゼックス)など、他メーカーの機体(または無人ヘリ)で農薬の空中散布をすでに経験済みの方のみ受講可能なコースです。アグリフライヤーの操縦者ライセンス発行に必要な座学・実技を実施します。なお、受講申込にあたっては、散布実績を証明していただく必要がございます。実績の証明・提示に関しては、過去の飛行計画や飛行日誌、アプリ情報などのいずれかを拝見させていただきます。なお、他講習機関にて農薬散布講習を受講されたのみで、実際に散布を行ったことはない方に関しては、農薬散布経験者とはみなさず、通常ドローン経験者と判断させていただきます。ご了承くださいませ。

< 盛岡市・紫波町の農家の方は補助金が活用できるかもしれません! >

【 盛岡市スマート農業導入促進事業 】

1. 農業用ドローン本体の購入経費の補助

本体購入にかかる税抜き経費の2分の1以内の額を1台当たり60万円を上限に補助する
申請は1経営体につき2台までとする

2. 農業用ドローンのオペレーター講習の受講経費の補助

講習受講料の税抜き経費の2分の1以内の額を1人当たり15万円を上限に補助する
申請は1経営体につき2人までとする

※詳しくは盛岡市農林部農政課にお問い合わせくださいませ(電話番号:019-626-7540)

【 紫波町 産業用ドローンのオペレーター認定取得経費の一部を助成します 】

農薬散布などに使われる産業用マルチローター(通称「農業用ドローン」)を操縦するオペレーターとして、一般社団法人農林水産航空協会の認定を取得する際の経費の一部に対し、補助金を交付します。

交付要件 : 農業用として産業用マルチローターを利用する認定農業者、集落営農組織。

ただし、1経営体につき3人以内。

補助内容 : 町で定める取得に要する経費の1/2以内。ただし、5万円を超えない額。

※詳しくは紫波町農政課 農業振興係にお問い合わせくださいませ(電話番号:019-672-6874)